

水道の広域化計画について、市の基本的態度

人口減少が今後も進む状況下において、将来の水道事業の継続が懸念されています。その対応策として、令和4年度末を期限として、水道事業の広域化を検討するよう国が広域行政を担う都道府県に要請しました。

これを受けて、府が主体となり、水道の広域化の検討を含む「京都水道グランドデザイン」の改定作業を進めています。

市としても、将来的に給水人口の減少による給水量の減少は避けられないことから、経営基盤の強化を図り、持続可能な水道事業の運営の道筋を立てていかなければなりません。

その道筋を立てるためには、給水量の減少を踏まえた施設の更新計画（資産管理＝アセットマネジメント）が必要となります。

資産管理上、施設を効率的に利用することを含む水道事業の広域化は、使用者負担の軽減に資するため、有効な手段であると考えています。

府の案では府内全域を南部地域、中部地域、北部地域に分けて費用の試算がされています。南部地域はさらに3つのエリアに細分化されており、城陽市は、府営水道供給エリアの10市町および府を合わせた地域に含まれています。

このエリアでは、21カ所ある浄水場を統廃合により9～13カ所まで減らし、施設能力を27～32%減じることとされており、その結果40年間の収益的支出が71～129億円削減可能との試算となっています。

城陽市に関しては、市内にある3カ所の浄水場のうち、1カ所または3カ所全てを廃止する内容となっています。

この案は、関係団体の意見や費用負担について調整がされたものではなく、あくまで今後の議論のたたき台となるものです。

市としては、水道の広域化に関する議論の中でメリット・デメリットを整理し、スケールメリットを最大限に生かした形で検討を進めていきます。